

第3回

# 本部研修会

平成30年1月25日(木)  
受講者：211名  
徳島グランヴィリオホテル

研修委員長 張 裕信 (有清福不動産)

我が国が本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、それに伴う空家数及び空家率の増加が深刻な社会問題となっています。

現在、国の重要な政策課題の一つに既存住宅流通市場の活性化が図られていますが、他方、消費者の既存住宅に対する質の疑念、また、市場における価値評価の慣行等から既存住宅の流通量は横ばいで推移している状況です。そのため、消費者が安心して既存住宅の取引を行えるよう市場環境の整備の一環として宅地建物取引業法が改正され(平成29年4月1日より既に一部施行済み)、既存建物取引時の情報提供の充実に関する規定については平成30年4月1日に施行されます。

そうしたことを踏まえ、平成30年1月25日(木)午後1時30分より、徳島グランヴィリオホテルにおいて「宅建業法改正！既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント～「建物状況調査」・「重要事項説明」・「37条書面の作成」～」と題した本部研修会を開催、200名を越す多くの会員の皆様に参加していただきました。

今回の本部研修会は、全宅連、全宅保証が作製した研修講義映像DVDを使用した視聴研修会でしたが、改正業法の概要、4月1日以降の業務内容等が詳しく説明されており、研修会に出席できなかった会員の方々にも是非視聴していただきたいと思います。

